

超人気FP!

ABC ネットニュース

# 深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2018年9月10日

## 今月のトピックス 「NISAの非課税期間終了時の手続き」

2014年に一般NISAで購入された上場株式や公募株式投資信託等は、2018年12月に非課税期間が終了します。投資家には取引を行っている金融機関から順次案内が届くため、各社の定める期限までに手続きを行う必要があります。

まず非課税期間が終了する前に、以下のいずれかの方法を選ぶことになります。

### (1) 新たな一般NISA口座に移管する場合

2019年1月1日に、2018年12月の最終営業日の時価(12月28日の終値)により、2019年の非課税管理勘定(一般NISA口座)へ移管することになります。この場合、引き続き5年間(2023年12月末まで)は、譲渡益や配当金等が今までと同じく非課税扱いとなります。移管(ロールオーバー)を選ぶ場合、一般NISA口座を開設している金融機関に対して、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。ロールオーバーを行った場合、2018年12月の最終営業日の時価が非課税投資枠の120万円未満のケースでは、120万円との差額で新規投資を行うことができます。たとえば、2018年12月の最終営業日の時価が70万円だった場合、ロールオーバーを行うことで70万円の非課税投資枠を使用することになるため、差額の50万円まで新規投資を行うことができます。一方、2018年12月の最終営業日の時価が120万円の非課税枠を超えていた場合、ロールオーバーを行うことはできませんが、非課税枠を全て使用していることになるため、新規投資を行うことはできません。注意点としては、異なる金融機関の一般NISA口座にロールオーバーを行うことはできませんし、一般NISA口座から「つみたてNISA口座」へも不可能です。また、2019年にロールオーバーする価額によって、2018年末の年跨ぎの受け渡しとなる購入分が、2019年に設定される新たな一般NISA口座に受け入れられなくなるおそれもあります。受け入れ不能を防止するため、金融機関によっては、一般NISA口座における2018年12月末の取引が一時的に制限される可能性があるため注意しましょう。

### (2) 特定口座等の課税口座に移管する場合

2018年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。このケースでは、特定口座を一般NISA口座と同一金融機関の同一支店に保有している人は、特段の手続きを行う事なく、特定口座に移管されることとなります。課税口座に移管された場合、取得価格は一般NISA口座で購入した価格から、2018年12月の最終営業日(12月28日)の時価に取得価格が変更になる点には注意が必要です。いくつか具体例をあげて解説すると、たとえば一般NISA口座において100万円で購入した上場株式を、150万円に値上がりしている局面で課税口座に移管したケースを考えてみましょう。このケースでは、その後株価が200万円に上昇した時点で売却した場合、50万円が譲渡益とみなされ税金が課せられることになり、反対に120万円に値下がりした時点で売却した場合、30万円が譲渡損失となります。一方、一般NISA口座において100万円で購入した上場株式を、80万円に値下がりしている局面で課税口座に移管した場合も考えておきましょう。その後株価が上昇して100万円に戻った時点で売却した場合、20万円が譲渡益とみなされ税金が課せられることになり、反対に、50万円に値下がりした時に売却した場合は、30万円が譲渡損失になります。移管後の価格の推移がどうなるのかは事前にわかりませんが、投資商品の状況等を確認したうえでロールオーバーを行うか、課税口座へ移管するのかを決めましょう。

なお、図版では運用益マイナスから「課税口座」に移すことができないように見えますが、理論上、メリットが全くない課税口座へ移す投資家がいないと思われるため課税口座への選択は記載していません。

### NISA口座5年経過後の取り扱いの基本

